

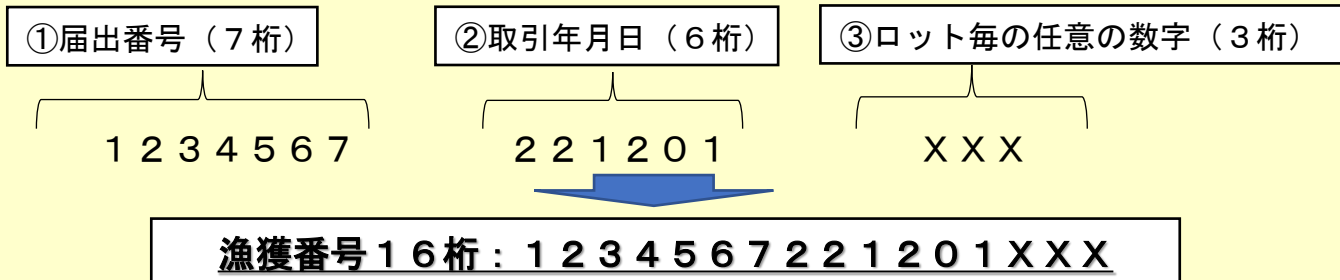
I 漁業者及び漁協編【漁獲番号等の情報伝達】

1 漁獲番号

漁獲番号は、採捕者の届出に対して通知した番号を含む漁獲に関する番号で、以下の数字をその順序により組み合わせて定める16桁の番号です。

- (1) 通知された届出に係る7桁の採捕者を区別する番号（届出番号）
- (2) 特定第一種水産動植物等の販売する年月日を表す6桁の番号
- (3) 譲渡しをする特定第一種水産動植物等のロットの別等を表す3桁の番号

【附番イメージ：届出番号1234567の届出採捕者が2022年12月1日にナマコを譲渡する場合】



2 情報の伝達事項

アワビ、ナマコを取引する際は、以下の伝達事項を買受人等へ伝達して下さい。

- (1) 名称（アワビ、ナマコ）
- (2) 漁獲番号
- (3) 届出採捕者の氏名又は名称
- (4) 重量又は数量
- (5) 譲渡した年月日

漁業者・漁協



一次買受人等



情報伝達

※消費者へ直接販売する場合は、情報の伝達は必要ありません。

I 漁業者及び漁協編【漁獲番号等の情報伝達】

3 情報の伝達方法

アワビ、ナマコを取引する際は、以下のいずれかの方法で情報を伝達する必要があります。

- (1) 電子情報処理組織（電子メール、販売システム等）の使用、磁気ディスク（CD等）での交付
- (2) 包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するものに表示

実際の取引において取り交わされる伝票類においても、**伝達に必要な事項が記載されていれば、情報伝達義務を果たす**こととなります。

納品伝票を活用した伝達例

納品伝票		2022年12月1日		
送り先	△△水産	出荷者	〇〇〇漁協	
	住所 △県△△市00-00 電話番号 000-000-0000		住所 〇〇県〇〇市00-00 電話番号 000-000-0000	
漁獲番号: 1234567 221201 XXX				
No.	品名	数量	金額	備考
1	ナマコ (〇〇県産)	50kg	100,000	
2				
3				
4				

①名称

②重量又は数量

③譲渡した年月日

④届出採捕者の氏名又は名称

⑤漁獲番号

I 漁業者及び漁協編【漁獲番号等の情報伝達】

納品伝票を活用した伝達例

納品伝票		2022年12月1日		
送り先	△△水産	出荷者	〇〇〇漁協	
	住所 △県△△市00-00 電話番号 000-000-0000		住所 〇〇県〇〇市00-00 電話番号 000-000-0000	
漁獲番号: 1234567-_____-__				
No.	品名	数量	金額	備考
1	ナマコ (〇〇県産)	50kg	100,000	
2				
3				
4				

伝票に届出番号を予め表示し、取引年月日（6桁）と取引番号（3桁）部分は空白とする。
→伝票様式の変更等での対応例

届出番号

取引年月日

取引番号

漁獲番号：1234567 - 221201 - XXX

伝票を渡す際に、**取引年月日6桁を記載**
(西暦下2桁+年月日4桁)

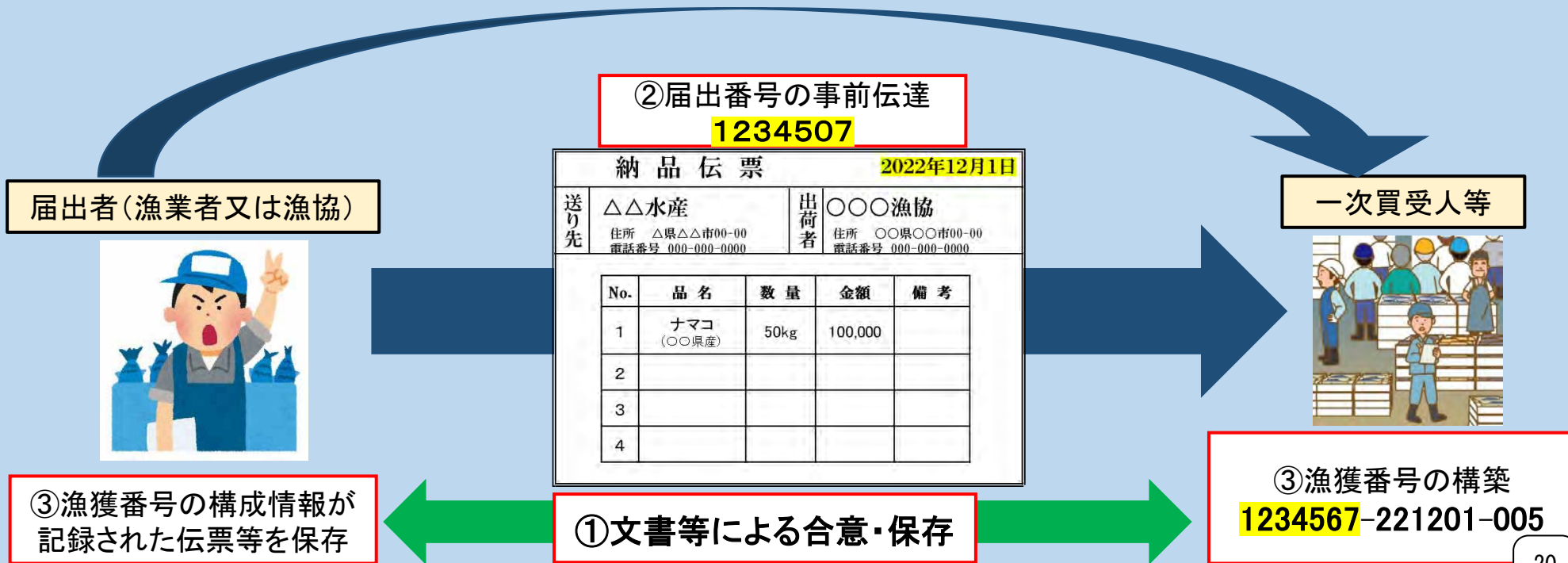
取引番号3桁は、**産地の取引実態等に合わせ**柔軟に設定。
※ナマコ、アワビは分けて下さい。
(例：アワビ XX0、ナマコ XX5)

I 漁業者及び漁協編【漁獲番号等の情報伝達】

4-① 買受人等の協力を得た漁獲番号の伝達方法・保存方法について

採捕事業者と継続的な取引関係にある**買受人等の特定第一種水産動植物等取扱事業者の間**において**合意**がなされ、届出採捕者の**届出番号及び合意を行った者の氏名が記載された文書等を保存した場合**は、**実際の取引に際して漁獲番号を構成するその他の情報を伝達する**方法も、漁獲番号の伝達方法の一つとします。

また、**漁獲番号の保存方法**の一類型として、上記の書面等を保存した上で、**漁獲番号の構成情報が記載された伝票等を保存する方法も可能**とします。



I 漁業者及び漁協編【漁獲番号等の情報伝達】

4-② 買受人等の協力を得た漁獲番号の伝達方法・保存方法について（員外の漁業者・民間の卸売業者を通す場合）

採捕事業者と継続的な取引関係にある買受人等の特定第一種水産動植物等取扱事業者の間において合意がなされ、届出採捕者の届出番号及び合意を行った者の氏名が記載された文書等を保存した場合は、**実際の取引に際して漁獲番号を構成するその他の情報を伝達する方法も、漁獲番号の伝達方法の一つとします。**

また、**漁獲番号の保存方法**の一類型として、上記の書面等を保存した上で、**漁獲番号の構成情報が記載された伝票等を保存する方法も可能**とします。



I 漁業者及び漁協編【取引等記録の作成・保存】

1 記録する事項

産地市場買受人など**特定第一種水産動植物等取扱事業者※との間での譲渡し又は廃棄等したとき**は、以下の事項を**記録する必要**があります。

- (1) 名称（アワビ、ナマコ）、
- (2) 重量又は数量、
- (3) 譲渡し、廃棄等した年月日、
- (4) 譲渡し先の氏名又は名称、
- (5) 漁獲番号

※特定第一種水産動植物等取扱事業者に準ずる者として「倉庫業者」等を指定する予定です。

「倉庫業者」にアワビ、ナマコの保管を依頼する場合は、倉庫へ送る際の記録及び倉庫から戻す際の記録の作成・保存が必要となります。

2 取引等記録の作成方法

- (1) 書面又は電磁的記録
- (2) 事務所等ごと
- (3) 種類（アワビ、ナマコ）ごとに、取引期間等に応じて、分類又は整理
- (4) 返品等により取引記録に変更があった場合は、遅延なく、その内容に応じて適正に記録を変更

3 記録の保存期間

譲渡し又は廃棄等した日から**3年間の保存が必要**です。

実際の取引において取り交わされ、税法上一定期間の保存の義務が課されている**伝票類（請求書等）**においても、**記録すべき事項が全て記載（複数の伝票類の組み合わせでも可）**されていれば、それを**保存しておくことで、取引等の記録の作成・保存義務を果たす**こととなります。

※消費者へ直接販売する場合は、取引記録の作成・保存は必要ありません。

請求書を活用した
取引記録の作成・保存例

請求書				
2022年12月〇〇日				
〔有〕△△水産 御中				
住所 △△県△△市〇-〇				
電話番号 000-000-0000				
12月請求分：370,000円（税込み）				
日付	品名	数量	金額	番号
12/1	ナマコ	50kg	100,000	1234567221201XXX
12/7	ナマコ	30kg	60,000	1234567221207XXX
12/15	ナマコ	70kg	210,000	1234567221215XXX
〇〇〇漁業協同組合				
住所 〇〇県〇〇市〇-〇				
電話番号 000-000-0000				